令和８年第３回取手市議会定例会会議録（第５号）【未校正】

開議及び閉議日時並びにその宣告者	開議	令和８年　９月１８日午前１０時　　分	議　長	山野井　隆	
	散会	令和８年　９月１８日午前　　時　　分	議　長	山野井　隆	

出席及び欠席議員の氏名	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
出席　２１名 欠席　　０名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊡公務欠席を示す	１	長塚美雪	○	１３	欠員	
	２	本田和成	○	１４	落合信太郎	○
	３	岡口すみえ	○	１５	欠員	
	４	古谷貴子	○	１６	金澤克仁	○
	５	杉山尊宣	○	１７	欠員	
	６	佐野太一	○	１８	山野井隆	○
	７	海東一弘	○	１９	染谷和博	○
	８	根岸裕美子	○	２０	佐藤隆治	○
	９	久保田真澄	○	２１	入江洋一	○
	１０	鈴木三男	○	２２	赤羽直一	○
	１１	関川翔	○	２３	遠山智恵子	○
	１２	小堤修	○	２４	加増充子	○

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	彦坂　哲	事務局次長	蛯原康友

速報版・未校正

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村　修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤　哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	立野啓司
政策推進部長	渡来真一
財政部長	海老原輝夫
健康福祉部長	飯山貴与子
こども部長	香取美弥
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	原部英樹
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斉藤理昭
総務課長	土谷靖孝

速報版・未校正

令和８年第３回取手市議会定例会議事日程（第５号）

令和８年９月１８日（金）午前１０時開議

日程第１	意見書案第５号の訂正の件	
日程第２	議案第４１号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４２号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第４３号	市道路線の認定について
	議案第４４号	市道路線の変更について
日程第３	議案第４５号	令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）
	議案第４６号	令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４７号	令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第４	認定第　１号	令和７年度取手市一般会計決算の認定について
日程第５	認定第　２号	令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第　３号	令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第　４号	令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第　５号	令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第　６号	令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第　７号	令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第６	請願第１６号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第７	意見書案第５号	農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について
日程第８	意見書案第６号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について
日程第９	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	

速報版・未校正

会議に付した事件

日程第１	意見書案第５号の訂正の件	
日程第２	議案第４１号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４２号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第４３号	市道路線の認定について
	議案第４４号	市道路線の変更について
日程第３	議案第４５号	令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）
	議案第４６号	令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４７号	令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第４	認定第　１号	令和７年度取手市一般会計決算の認定について
日程第５	認定第　２号	令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第　３号	令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第　４号	令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第　５号	令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第　６号	令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第　７号	令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第６	請願第１６号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第７	意見書案第５号	農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について
日程第８	意見書案第６号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について
日程第９	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	
追加日程第１	染谷和博君の発言取消し申出の件	

速報版・未校正

追加日程　議長辞職の件 第　　2
追加日程　議長志願者の所信表明 第　　3
追加日程　選挙第４号　議長の選挙 第　　4
追加日程　副議長辞職の件 第　　5
追加日程　副議長志願者の所信表明 第　　6
追加日程　選挙第５号　副議長の選挙 第　　7

速報版・未校正

議事の経過

午前 10 時　分開議

○議長（山野井　隆君）　ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

これより、本日の議事日程に入ります。

○議長（山野井　隆君）　日程第１、意見書案第５号の訂正の件を議題といたします。９月 16 日付けで、サイドブックスに掲載したとおり、遠山智恵子さん、加増充子さんから、意見書案第５号の訂正請求が提出されました。

お諮りいたします。意見書案第５号の訂正について、会議規則第 19 条第１項の規定により許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。したがって、意見書案第５号の訂正につきましては、許可することに決定しました。

○議長（山野井　隆君）　日程第２、議案第 41 号から議案第 44 号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、小堤　修君。

〔総務文教常任委員長　小堤　修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤　修君）　皆さん、おはようございます。委員長の小堤　修です。それでは、委員会に付託されました、議案第 41 号、取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。質疑及び討論ともありませんでした。採決は全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（山野井　隆君）　次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長　杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君）　おはようございます。委員長の杉山です。それでは、福祉厚生常任委員会に付託されました、議案第 42 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。２名の委員から、今回の条例改正の具体的な中身についての質疑がありました。討論はなく、議案第 42 号は全員賛成で可決しました。なお、質疑等の詳細については、市議会ユーチューブサイト、議事録を御覧ください。以上となりま

速報版・未校正

す。

○議長（山野井　隆君）　最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長　入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君）　皆さん、おはようございますます。建設経済常任委員長の入江洋一です。当委員会に付託された議案第43号、市道路線の認定について及び議案第44号市道路線の変更についての審査の経過と結果を御報告いたします。両議案とも質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、議案第43号及び議案第44号は可決しました。以上で報告を終わります。

○議長（山野井　隆君）　以上で、委員長報告が終わりました。質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件を付けることはできない、とあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論――賛成討論。

久保田真澄さん。

〔９番　久保田真澄君登壇〕

○９番（久保田真澄君）　議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。児童福祉法の改正等に伴い創設された、満３歳以上限定小規模保育事業についてです。集団生活が苦手な子どもや、特定の配慮が必要な子どもに対して、少人数ならではの手厚い、きめ細やかな保育を提供することは、全ての子どもたちに最適な育ちの場を確保できます。これまでのゼロ歳から２歳児向けの小規模保育所を利用していた保護者は、３歳児クラスへの進級時に、再度、転園活動を強いられ負担がありましたが、この３歳以上の受皿が地域に創設されることで、一貫した保育環境の選択肢が増え、保護者が安心して働き続けられる環境が整います。多様化する子どものニーズに寄り添い、誰一人取り残さない保育環境の実現につながることを確信し、賛成討論といたします。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

これから、議案第41号から議案第44号までを採決します。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井　隆君）　全員の入室を確認しました。

議案第41号、取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号、市道路線の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山野井　隆君）　日程第３、議案第45号から議案第49号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

速報版・未校正

まず、総務文教常任委員長、小堤　修君。

〔総務文教常任委員長　小堤　修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤　修君）　委員長の小堤　修です。それでは、委員会に付託されました、議案第45号、令和８年度取手市一般会計補正予算第２号所管事項について、審査経過と結果について報告いたします。質疑は１名の委員からあり、感震ブレーカー設置費用助成事業についてでした。質疑終了後、通告委員の質疑応答の経過から質疑のある委員はいませんでした。討論はありませんでした。採決は全員賛成で、当委員会所管事項を可決しました。なお、議案第45号の質疑の詳細については、委員会記録及び配信されておりますユーチューブにて御確認ください。以上です。

○議長（山野井　隆君）　次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長　杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君）　それでは、当委員会に付託されました議案第45号及び議案第47号から議案第49号について、審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議案第45号令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）所管事項について、１名の委員から、ウエルスプラザ管理運営に要する経費についての質疑がありました。討論はなく、議案第45号は全員賛成で可決しました。

次に、議案第47号、令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算第１号について、１名の委員から、基金残高の詳細な内容についての質疑がありました。１名の反対討論があり、議案第47号は賛成多数で可決しました。

次に、議案第48号、令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算第１号について、質疑・討論はなく、議案第48号は全員賛成で可決しました。

最後に、議案第49号、令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、質疑・討論はなく、議案第49号は全員賛成で可決しました。なお、質疑等の詳細については、市議会ユーチューブサイト、議事録を御覧ください。以上となります。

○議長（山野井　隆君）　最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長　入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君）　建設経済常任委員長の入江洋一です。当委員会に付託された議案第45号、令和８年度取手市一般会計補正予算（２号）所管事項の審査の経過と結果を御報告いたします。４名の委員から質疑があり、それぞれ執行部より答弁がありました。討論はなく、採決の結果全員賛成で、議案第45号は可決しました。

次に、議案第46号、令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）の審査の経過と結果を御報告いたします。質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第46号は可決しました。なお、質疑の詳細につきましては、取手市議会ユーチューブサイトもしくは議事録を御覧ください。以上で報告を終わります。

○議長（山野井　隆君）　以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。反対討論……。

古谷貴子さん。

〔４番　古谷貴子君登壇〕

○４番（古谷貴子君）　古谷です。これから、賛成討論をさせていただきます。議案第45号、令和８年取手市一般会計補正予算（第２号）、その他の主な歳出補正の中の、感震ブレーカー設置費用助成事業100万円に対しての、賛成の立場から討論をさせていただきます。令和８年６月の一般質問で、県での感震ブレーカー設置費用助成事業を受けて、取手市としても感震ブレーカー設置費用の助成を行う事業の提案をさせていただきました。様々な地域で大災害が起こっている昨今、感震ブレーカーの設置は大地震などの発災時の火災を防ぐ重要なツールとなります。県の事業を受けて、市民の安全・安心を守るためのスピードある対応を、高く評価いたします。以上のことから、議案第45号、令和８年取手市一般会計補正予算（第２号）その他の主な歳出補正の中の、感震ブレーカー設置助成事業の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第45号から議案第49号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第45号、令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第45号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号、令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号、令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算第１号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第

47 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 48 号、令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 48 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 49 号、令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 49 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山野井　隆君）　日程第４、認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算審査常任委員長、鈴木三男君。

〔一般会計予算・決算審査常任委員長　鈴木三男君登壇〕

○一般会計予算・決算審査常任委員長（鈴木三男君）　皆さん、おはようございます。委員長の鈴木三男です。それでは、一般会計予算・決算審査常任委員会の審査の経過と結果を報告させていただきます。一般会計予算・決算審査常任委員会は、９月 14 日・15 日・16 日の３日間にわたり、私を含め 11 名の委員で、認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について、慎重に審査いたしました。11 名の委員から、延べ 55 回の質疑が、実に 136 回の質疑事項の通告に基づき行われました。また、事前に会派別に請求された資料は計 37 点、期間中、資料を有効に活用して審査が行われました。

次に、委員会としての総括質疑事項確定のため委員間討議を行い、その結果、５項目について総括質疑を行うことが決まりました。委員会の様子は、全て市議会ユーチューブで配信されており、大変ボリュームがありますが、全て視聴することは可能でございます。また、議員の皆様には会議録も既に配信されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

この本会議では、総括質疑の５項目について報告させていただきます。

まず、項目１、ぬくもり学習支援事業について、支出予算に対して、参加者が２名となっていることは、事業手法に課題があると、当委員会として考えております。参加したい子どもたちが参加できない状況なのか、何が原因で、こうした状況に――現状にあるか、改めて、対象世帯や年齢・エリアを再検討し、必要な予算を計上して、事業効果を十二分

速報版・未校正

に発揮できるよう改善すべきと考えるが、との質疑に対し、「生活困窮者に対する、ぬくもり学習支援事業は、対象者数が年々減少するとともに、登録者数についても減少している状況になっている。より多くの子どもたちに学びの機会を提供するといった観点で見ると、事業の目的が達成しているとは言い難い結果となっている。この状況を市としても深刻に受け止めており、事業の見直しに向けた取組を進めております。具体的には、今年度より、対象者を生活保護世帯の小学３年生から、中学校３年生までとしていたものを、準要保護世帯にも拡充し、さらに小学１年生から高校３年生まで対象を拡大しました。また、参加者減少の要因を明確にするため、事業の対象者がいる生活保護世帯及び準要保護世帯にアンケートを実施し、課題の分析とニーズ把握に努めました。本事業は福祉の観点からも、教育格差を減らし、学習の機会を増やす意味でも、大変意義のある事業であると認識しております。引き続き、課題に取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整え、社会的な孤立を防ぐためにも、子どもたちの居場所づくりとなり、生活支援の一助となるよう、事業を展開してまいりたい」との答弁がありました。

次、項目２、外部施設を活用した水泳学習推進事業について、外部施設を利用した水泳学習の見直しの必要性を当委員会として指摘いたします。審査を経て、中学生対象の事業が年１回しかなく、事業の効果も明らかでなく、また、この１回の事業のため水着を購入しなければならないなど、事業効果が低いものと考える。当委員会では、本事業の廃止を含めた見直しや、着衣泳による水難防止の教育的視点に立った、事業予算へ改めるなどと考えますが、今後の方向性をお伺いしたいとの質疑に対し、御指摘のとおり、外部委託の専門的な指導者を活用しているものの、年１回程度という限られた授業回数の中では、市内の一部の小学校で行っている着衣泳の実践的な水難防止教育を実施することも難しく、十分な学習効果が得られにくい課題がございます。また、中学生特有の悩みといたしまして、体型の不安や露出への抵抗感といった心理的要因が、参加者、参加率に影響していることも把握しております。さらに水着等を準備いただく保護者の皆様の経済的負担につきましても、真摯に受け止めなければならないと考えている。今後の方向性といたしましては、国の水泳授業の実態状況調査や他市町村の動向を注視しつつ、水泳学習の現状について、把握してまいります。

また、本市において、生徒・教員・保護者の皆様、学校運営協議会委員の皆様を対象とした調査を実施し、水泳学習の内容に対する御意見や意向を丁寧に幅広く聴取するとともに、必要に応じて専門的な見地を交えながら、取手市にふさわしい水泳学習の在り方について検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に項目３、ふるさと取手応援寄附金推進事業について、令和７年度目標を 30 億円という高い目標とされ、魅力ある返礼品の提供に向けたアプローチや寄附金額の向上推進に努められていることは理解しておりますが、当委員会といたしましては、その数字が乖離し過ぎているのではないかと考えている。令和８年度も同様の目標とされていますが、令和９年度予算編成に向け、改めて令和７年度を振り返り、目標を 30 億円とされた理由、乖離してしまった結果、今後の具体的な改善策をどのように検討されているのか」との質疑に対し、「これまで、全国のふるさと納税の規模が、毎年２割程度の拡大傾向にあった

こと、広告を本格的に活用することによる効果を見込んでいたことなどから、30億円を目標として予算計上いたしました。目標を達成すべく、広告の活用や返礼品の開拓に取り組んでまいりましたが、全国の規模拡大が５％未満まで低下したことや、物価高騰により生活必需品に需要が流れたこと、他自治体と寄附設定金額の面で優位性を発揮できなかったことなどから、前年度と比較して微増にとどまる結果となりました。これらのことを踏まえ、現在、幾つかの改善策を進めております。まず、返礼品の充実と見直しです。取手市の主力返礼品であるビール類につきましては、返礼品事務者とも連携し、必要に応じ改善を進めるとともに、優位性を確保してまいりたいと考えている。次に、ビール以外に主力となる柱を打ち立てるべく、全国的にも人気のある肉類や米などの充実を図るとともに、試算品ラインナップの増加にも取り組んでまいりたいと思う。さらに、ポータルサイトにおける掲載情報や画像、検索されやすい環境を整え、これらの返礼品の露出拡大を進めてまいります。これらの取組を組み合わせ、目標に向けて、しっかり事業運営を――努めていきたい」との答弁がありました。

次に、項目４、桑原地区整備推進事業について、本事業は、市民の皆様も大変注目されている事業でございます。改めてお伺いしますが、令和７年度に出された補助金の内訳と、令和７年度までの支出が今までの――今までどのように生かされたのか、また、令和７年度中に事業の枠組みが大きく変更されました。今後の見通しを市のほうではどのように検討され、見込まれているのか、との質疑に対し、令和７年度に支出した準備組合に対する補助金の内訳について、令和５年度業務委託といたしまして、事業認可申請等支援業務委託、4,400飛び５万5,000円。主なものといたしまして、事業認可申請書をはじめ、必要となる添付図面や権利調査図などを作成しました。令和６年度の業務委託といたしましては、組合設立等支援業務委託3,520万円となります。主なものとしては、本組合の設立に向けた概略換地設計をはじめ、地元合意形成支援業務を行いました。これの業務により、地権者懇談会や税の講習会を開催し、概略換地設計に基づく土地利用意向調査を実施いたしました。その結果、事情に対する理解が進展し、本組合設立に向けた基盤が整えることができたと認識しております。

次に、令和７年度までの支出額が、今後、どのように生かされるかについてです。これまで、桑原地区整備推進事業の支出額については、市が直接、発注した業務と、準備組合が市の助成を受けて発注した業務がございます。市街化調整区域の開発に必要な農林協議から市街化区域への編入や、土地区画整理事業等都市計画決定手続に至る作業につきましては、市で業務委託を発注し行ってまいりました。一方、準備組合におきましては、市からの助成金を受けて区画整理コンサルタントに発注し、事業協力者の技術的助言を受けながら、土地区画整理事業の事業認可や組合設立認可に向けた権利調査などの基礎的な調査や、基本設計図書の作成、事業計画案の作成をはじめ、地権者の合意形成に向けた様々な資料の作成などを実施してきたところです。これらの取組によって、完成した基本設計図書や概略換地設計などが、これまでの支出における成果物となります。今後の事業認可や本組合設立に向けて事業を着実に進める上で、重要な基礎資料として引き続き活用していくことができるものでございます。

続いて、事業の枠組みが大きく変更されたことで、今後の見通しをどのように考え、見込んでいるのかについてです。準備組合では、業務代行方式に移行し、新たな事業推進体制の構築を図るべく、公募に着手したところでございます。今後は、できるだけ早い時期に優先交渉権者を決定し、細目協議をへて、土地利用計画を策定し、事業の成立性を確認した後には、速やかに業務代行予定者へ移行することとしております。こうした業務代行予定者となった後に、市は農林協議の事前修正をはじめとした都市計画手続を再開することとし、土地区画整理事業の認可、そして本組合設立に向け、引き続き尽力していまいりたい」との答弁がありました。

次に、項目５、事業評価の在り方。今回の決算審査に当たり、常任委員会として、閉会中も継続して、重点マネジメントシートなどを調査してまいりました。確認できる事業155事業のうち、目標未達成にもかかわらずＡ評価とされている事業が、ファミリー・サポート事業や定住化促進住宅補助事業など、48事業があることが判明しました。成果指標と達成状況の乖離や、未達成でもＡ評価とされていることは、委員会としても理解が難しいところがあります。評価方法を再検討され、事業改善と予算編成への反映を行う必要があると考えますが、今後の市の方針は」との質疑に対し、「成果指標については、最終の目標値に対して、年度ごとに、どこまで近づけていくかを設定しております。重点事業評価は、あくまでも自己評価という形で実施しており、評価結果に対する御意見は様々あることと認識しております。成果指標が未達成でも、なぜＡ評価なのかという疑問に対しては、事業によっては説明が不足していた可能性もあると思いますので、今後、評価方法や達成度の説明等を検討してまいりたいと考えています。市としても、事業評価の在り方については、これが最終形であるとは考えておりませんので、定量的に測れない成果の説明など、様々な手法を検討しながら進化させていきたい」との答弁がありました。

続いて、会派としての総括質疑は、日本共産党からありました。討論は、反対討論が１名の委員から、賛成討論が１名の委員からありました。採決の結果、認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定については、賛成多数で認定されました。

さらに、決算審査をへて、委員会として、令和９年度一般会計予算編成に対して、執行機関に対して求める事項について、委員間討議を行いました。その結果、委員会としての総意として、総括質疑の４項目を提言書として議長に渡すことになりました。

提言書を読み上げます。

１、ぬくもり学習支援事業について。対象世帯や年齢・エリアを再検討し、必要な予算を計上し、事業効果を十二分に発揮できるよう改善すること。

２、外部施設を活用した水泳学習推進事業について。事業効果が薄いと思われることから、本事業の廃止を含めた見直しを行い、様々な教育的視点に立って検討すること。

３、ふるさと取手応援寄附金推進事業について。目標を達成するため、ＰＲの方法、返礼品の工夫などの多様な手法の検討を行うこと。

４、桑原地区整備推進事業について。令和７年度中に事業の枠組みが大きく変更されたが、これまでの取組を継続し、今後も事業を推進すること。

以上、委員長報告とさせていただきます。

速報版のため未校正

○議長（山野井　隆君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。反対討論からお願いします。

加増充子さん。

〔24番　加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君）　加増充子です。認定第1号、令和7年度取手市一般会計決算の認定について、反対討論いたします。令和7年度一般会計決算額は、歳入で548億1,712万7,000円、歳出では530億8,329万6,000円となり、令和6年度と比較して、歳入で60億3,208万円の増、歳出で59億8,598万5,000円の増となっています。令和7年度決算審査の中で、市内小中学校の体育館及び武道場に空調設備の設置や、白山小学校の長寿命化改良工事、永山中学校の改修工事など、教育環境整備の前進や、民間保育園で新規採用された保育士等に対して、市独自の補助金の交付で、保育士確保に向けた取組など、市民要求が実現した内容も盛り込まれ、評価する点もありますが、市財政をゆがめる問題点は多々あり、指摘せざるを得ません。

歳入では、法人税、法人市民税9,608万8,000円の減収です。中小企業等の振興、地域経済の活性化を目的とする、中小企業振興基本条例に基づく計画策定事業でも、実施されたアンケート結果を地域経済活性化政策を進め、結果として法人税増収につながる方針・計画が求められます。

また、ふるさと取手応援寄附金推進事業では、寄附金の目標額を30億に設定した結果、実績は10億円もの乖離がありました。当初の予算審議において、10億円の増額見込みについて、私たち共産党は、歳入見込みへの懸念を指摘してきました。歳出では、サイクルステーションの定期利用者が減少している一方、委託料増額で収支のマイナスが拡大していること。桑原開発開発について、令和7年度は、桑原地区土地区画整理事業補助金、7,938万7,000円を投入してきましたが、令和7年度までの支出金額がどのように生かされてきたのか。事業協力者の事実上撤退で、業務代行方式に切替え、先が見えない状態となっています。市民生活福祉の向上という自治体の役割、責務をしっかり果たしているか、この観点から見れば、物価高騰で市民の暮らしが疲弊する中、税金滞納者を茨城租税債権機構に移管し、徴収強化していること。子育て世代を支援する保育所では、正規保育所不足が常態化し、会計年度職員で補い、会計年度職員比率は平均で35.6％に――公立保育所の責任の低下が進んでいること。市民要望が高い道路の草刈り、道路や側溝の清掃がまだまだ不十分なこと。さらに、各地域で、地震が頻発している下、木造住宅耐震補強工事補助利用者はなく、成り行き任せの消極的な姿勢が浮き彫りになっています。

また、公共施設運営と利潤を民間任せの指定管理者制度、かたらいの里、ウェルネスプラザ、グリーンスポーツセンターや、公共施設などに公共の宣伝に活用させるネーミングライツ事業は、本来の公共の役割を果たすことにつながっているでしょうか。令和7年度の決算では、不用額が27億円あったことをどのように捉えているでしょうか。27億円の

不用額は、編成された予算がずさん過ぎた。やるべき事業が滞ったなどの要因があると考えられます。予算の編成が市民要望に沿って十分検討が行われれば、教育や福祉、市民福祉の――市民生活の向上、市民要望に沿った予算編成ができたのではないでしょうか。令和７年度決算年度には、令和６年２月、駅周辺再生本部で図書館等複合公共施設整備方針が決定され、同年３月の広報とりでに掲載後、トップダウン、地方教育行政の組織及び運営に関する法律違反の疑いなどの批判が大きくなる中で、令和７年度も、教育委員会の職務権限を侵し、予算上も開発部局主導の計画づくりが進められています。取手２大開発の一つ、桑原開発の現状について、議会での質問には、巨額の補助金を支出しているにもかかわらず、準備組合のことなのでと説明を回避してきました。これら取手市における二大開発は、取手市財政ばかりか、市民の知る権利をじゅうりん、主要な計画をトップダウンの決定など、市政のゆがみを生じさせるものとなっています。市長の掲げる「住み続けるほど好きになる街」とは程遠い、令和７年度の決算と言わざるを得ません。

以上、認定第１号、令和７年度取手市一般会計の認定について、反対討論といたします。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。賛成討論の方。

落合信太郎君。

〔14 番　落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君）　落合でございます。認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。令和７年度の一般会計決算は、歳入、約 548 億円、歳出、約 530 億円となり、翌年度繰越財源を控除した実質収支は、約 15 億円の黒字となりました。また、６つの特別会計においても、全会計で黒字を維持しており、過去最大規模の投資を行いながらも、国から補填される緊急防災・減災事業債などの優良な財源を活用し、単に借金を増やすのではなく、将来の負担を最小限に抑える工夫を行った上で、市民の命と未来を守る事業が推進されました。一部をピックアップしますと、猛暑対策及び災害時避難所の環境整備として、全市立小中学校の体育館・武道場への空調設備設置を一気に完了させました。また、帯状疱疹ワクチンの市独自助成や、排水機場改良工事、スマホ市役所など、健康、防災、ＤＸ化などに資する予算が執行されました。

以上のとおり、令和７年度決算は、市民ニーズに応える重点投資と、健全な財政基盤を維持した、攻めと守りを両立した決算と評価をし、賛成討論といたします。

○議長（山野井　隆君）　次に、反対討論の方。――いなければ、賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔８番　根岸裕美子君登壇〕

○８番（根岸裕美子君）　とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。令和７年度は、子どもたちの学びや成長を支え、安全・安心な暮らしを守るための事業が着実に進められたものと評価いたします。

まず、学校連携事業、対話型鑑賞ツアーです。子どもたちが芸術作品を見て、自分の考えを自由に表現し、互いの意見を尊重しながら学ぶ機会となりました。小規模特認校での

アートの取組の成果を、全校にも上手に生かすことができている事業であると、私は捉えています。答えのない問いに対して自由に表現する体験は、子どもたちの思考力やコミュニケーション能力を育む、とても大事な取組だと考えます。

次に、民間保育士等処遇改善事業です。保育の担い手不足の対策として、柱となる事業であると考えます。保育士対象のアンケート調査結果でも、おおむね好評価を頂いています。保育士の心の安定は、子どもたちの安心・安全な保育環境の確保に、直結していると思います。保育士の確保、ひいては、子どもたちの育ちの環境整備に確実に貢献していることを、高く評価いたします。

また、小中学校体育館空調設備設置事業は、近年の猛暑対策として大変意義のある事業です。昨今の災害発生状況を見ても、いち早く着手し、令和７年度内に工事完了したことを、高く評価いたします。子どもたちの学習環境の向上だけでなく、災害時には避難所環境の改善にもつながることから、評価するものです。

さらに、双葉ポンプ場改修事業によって、これまで何度も求めてきた、双葉第１ポンプの稼働状況のデータ蓄積が、やっとかなうことになりました。今後、大雨や浸水への備えを強化すべく、しっかりとデータ分析を行い、内水被害対策に反映していただきたいと思います。

最後に、藤代小学校子どもクラブトイレ改修工事です。こちらも、長年の要望がやっと実現しました。これらの事業は、いずれも市民生活に直結し、将来を見据えた施策であり、限られた財源を有効に活用しながら、着実に成果を上げたものと考えます。よって、令和７年度取手市一般会計決算の認定に、賛成いたします。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。――反対討論なしですね――賛成討論。

岡口すみえさん。

〔３番　岡口すみえ君登壇〕

○３番（岡口すみえ君）　創和会、岡口すみえでございます。認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。令和７年度は、物価高騰や社会保障関係経費の増加など、市を取り巻く財政環境が厳しさを増す中での市政運営となりました。そのような中にあって、子育て支援、教育環境の充実、高齢者の健康づくり、道路や排水などの生活基盤、防災・防犯対策など、市民の暮らしに直結する様々な施策が進められたことを評価いたします。特に、子どもたちへの支援については、子育て世帯への経済的支援をはじめ、教育環境の整備など、将来を担う子どもたちへの取組が進められています。また、高齢者の健康づくりや介護予防についても、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるための取組として、大切な投資であると考えます。決算審査を通して、事業の成果や経費の妥当性について確認するとともに、今後さらに改善していただきたい点についても、様々な質疑を行いました。道路や排水路の維持管理、塵芥収集、防犯カメラ、消防車両など、市民の安全・安心に関わる事業については、単にその年度の経費を見るだけではなく、将来の維持管理費や更新費、災害への備えまで見据えた、計画的な財政運営がなされていました。今後も、市民の声を丁寧に受け止め、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし、将来に希望を持てる取手市となるよう、必要

な施策を着実に進めていただくことを期待いたします。
以上、認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について、その内容を認め、賛成いたします。以上です。
○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。これで、１回目の討論を終わります。
それでは、２回目の討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。
これから、認定第１号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。
議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。
〔表決システムのボタンを押す〕
○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第１号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり、一般会計予算・決算審査常任委員会からの提言を市長に提出したいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山野井　隆君）　異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（山野井　隆君）　日程第５、認定第２号から認定第７号までを一括議題といたします。付託事件について、各委員長の報告を求めます。
まず、総務文教常任委員長、小堤　修君。
〔総務文教常任委員長　小堤　修君登壇〕
○総務文教常任委員長（小堤　修君）　委員長の小堤　修です。それでは、委員会に付託されました認定第７号、令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、審査経過と結果について報告いたします。討論はありませんでした。採決は全員賛成で認定することに決しました。なお、認定第７号の質疑の詳細については、委員会の委員会記録及び配信されておりますユーチューブにて御確認ください。以上です。
○議長（山野井　隆君）　次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。
〔福祉厚生常任委員長　杉山尊宣君登壇〕
○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君）　委員長の杉山尊宣です。それでは当委員会に付託されました認定第３号から認定第５号について、審査の経過と結果について御報告いたします。

速報版・未校正

まず、認定第３号、令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、３名の委員からそれぞれ国保税が増額となっている要因について、保健事業費の不用額について、後発医療品利用差額通知書発送件数、がん検診受診者数についての質疑がありました。１名の反対討論があり、認定第３号は賛成多数で認定されました。

次に、認定第４号、令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、１名の委員から、後期高齢者医療広域連合納付金の不用額についての質疑がありました。１名の反対討論があり、認定第４号は賛成多数で認定されました。

最後に、認定第５号、令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、１名の委員から、介護職員の処遇改善加算による利用料負担の詳細についての質疑がありました。１名の反対討論があり、認定第５号は賛成多数で認定されました。なお、質疑等の詳細については、市議会ユーチューブサイト議事録を御覧ください。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長　入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君）　建設経済常任委員長の入江洋一です。当委員会に付託された、認定第２号、令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についての審査の経過と結果を御報告いたします。１名の委員から質疑があり、執行部により答弁がありました。討論は、１名の委員より反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定第２号は認定されました。

次に、認定第６号、令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についての、審査の経過と結果を御報告いたします。質疑はなく、討論は１名の委員より反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定第６号は認定されました。なお、詳細につきましては、取手市議会ユーチューブサイトもしくは議事録を御覧ください。以上で報告を終わります。

○議長（山野井　隆君）　小堤　修君。

〔総務文教常任委員長　小堤　修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤　修君）　報告に一部漏れがありましたので、追加報告させてください。

○議長（山野井　隆君）　認めます。

○総務文教常任委員長（小堤　修君）　総務文教常任委員長の小堤　修でございます。先ほどの認定第７号の報告の中で、質疑について報告するのが漏れてしまいました。質疑が１名の委員からありまして、相談事案の説明について、という質疑でございました。そのあとに討論はなかったということで、それが漏れましたんで追加させていただきます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　はい、訂正を認めます。

以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

反対討論。

本田和成君。

〔２番　本田和成君登壇〕

○２番（本田和成君）　日本共産党、本田和成でございます。私からは、認定第２号、令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。取手駅西口区画整理事業は、32 年を要し、ウェルネスプラザやサイクルステーションなど箱物を除いても、総事業費 220 億円の税金が投入され、令和７年度で終結となっております。この間、日本共産党は、事業の進め方や事業計画の問題点を指摘してきました。一体施行として進める再開発事業においても、事業の進め方、教育委員会との協議の在り方、地権者の皆さんとの合意形成の在り方について、問題を指摘しているところでございます。これだけの事業費を投入しながら、取手市民そして取手市にとって、本事業がどのような効果をもたらすのか、公共の福祉に寄与し、未来の子どもたちのために、将来にわたる福祉の増進につながるものなのか、事業効果の精査についても、大きな疑義がございます。その上で、多額の予算を積み上げてきたことは、将来の財政リスクを拡大させるものと考えます。以上の理由から、日本共産党といたしまして、本特別会計決算を認めることはできません。反対討論といたします。

続きまして、認定６号、令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。競輪は自転車競技法で定められた公営競技でありますが、この法律には地方財政の健全化や社会福祉の増進が掲げられております。金銭をかけるギャンブルとしても例外的に認められているのは、そのためでございます。しかし、地方自治体の本来の使命は、市民の健康で文化的な生活を保障することにあります。また、本市が掲げる将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち　とりで」に照らしても、射幸心をあおることで財源を得ることは、本来あるべき地方自治の姿、そして教育的・倫理的観点からも不適切であると考えます。令和７年度は一般会計に２億 2,000 万円の繰り出しがありましたが、競輪収益の裏側には、依存症や生活破綻に苦しむ人々の存在があります。こうした人々の不幸の上に成り立つ収益は、自転車競技法が掲げる社会福祉の増進という目的に合致しているとは言えません。市民の生活を守る観点からも、競輪事業からの収益を当てにした財政運営は適切ではないと考えます。以上、申し上げまして、日本共産党といたしまして、反対といたします。

○議長（山野井　隆君）　次に賛成討論の方。

染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　認定第６号、令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、賛成討論いたします。競輪――○○○

や公共サービスの充実に活用されています。取手競輪場は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル依存症対策に取り組んでいます。主な取組として、ギャンブル依存症問題への関心と理解を深めるための活動、競輪場内にも相談窓口を設置しています。また、取手市も加盟している公益社団法人全国競輪施行者協議会でものめりこみに不安――お悩みのある方の相談などを実施しています。来年５月に自転車に関する世界最大の国際会議、「Ｖｅｌｏ－ｃｉｔｙ2027Ｅｈｉｍｅ」が開催されます。自転車を軸にした持続可能で、共生的な地域社会づくりを世界と共有し、日本から発信します。日本初開催であることから、国内の自転車インフラ整備や、交通政策、環境産業戦略を見直す契機となります。競輪事業は、収益を通じて一般財源や各種行政サービスを下支えする側面を持って厳しい財政環境の中にあって、自主財源の確保に寄与している意義もあります。スポーツの発展、社会貢献の意義、そして税収の面からも、取手市に必要な施設であることを述べ、賛成の討論といたします。

○議長（山野井　隆君）　次に、反対討論の方。

加増充子さん。

〔24番　加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君）　加増充子です。私からは、認定第３号・４号・５号、３つの討論をさせていただきます。

まず初めに、認定第３号、令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、反対いたします。令和７年度国保会計は、歳入総額は101億591万7,572円、歳出総額は99億9,803万3,479円です。歳入歳出差額は１億788万4,093円となっております。国保加入世帯は１万8,228世帯で、令和６年度と比較しますと101世帯の減となっています。また、国保加入世帯の所得階層は、100万円から150万円未満の世帯が全体の71％と、厳しい状況がうかがえます。こうした状況から見ても、国保税の引下げは喫緊の課題です。基金積立金を活用して、国保税の引下げと、長年、国保税を払い続け、後期高齢者に移行した皆さんへの還元は行うべきです。繰り返し求めてきた、積み上げてきた基金を一般会計に繰り出して、高齢者福祉のために活用は考えないのか、この質疑に対して、市は、県の保険税統一化になったとき基金を活用していくと、答弁は繰り返すのみです。市の答弁は、これまでの国保加入者と現在の国保加入者に、将来の国保財政への負担を求めるもので、財政運営の基本を全く理解しないものです。国保加入者はじめ高齢者の皆さんは、基金をいつ活用するか、待ち望んでいます。国保法の目的にもあるように、国保事業の健全な運営を確保し、社会保障の向上に寄与することに徹することです。また取手市は、一般質問の答弁の中で、国民健康保険特別会計の基本方針は、持続可能で健全な国保財政の運営を実現する。そのためには、国民健康保険会計の収支と支出のバランスを維持しなければならない。持続可能な収支の均衡を図るためには、必要に応じて保険税の見直しや、経費削減、こういったものを講じながら、単年度決算においても、適正な運営を確保していると説明されてきました。これまで基金が40億または42億とも積み上げられてきたことへの反省もなく、市の説明には、つじつまが合いません。財政運営の基本を、踏み外す国保会計の不正常な運営を改めて、物価高騰で暮らしが脅かされ苦しんでいる国保

速報版・未校正

加入者や、後期高齢者へ移行した皆さんへきちんと還元することは、市の責任です。安心して住み続けられる取手市となるよう、市は努力すべきです。以上申しまして、認定３号、令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定の反対討論といたします。

次に、認定第４号、令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対討論いたします。後期高齢者医療制度は、2008 年――平成 20 年４月に、これまでの老人保健制度に代わる制度となっております。県ごとの広域連合議会で保険料が決められています。取手市の被保険者は２万 3,093 人。令和６年比較で、634 人増となっています。医療保険料は２年に１度の見直しで、令和７年度は令和６年度と同じ所得割が同じで、所得割が 9.66％、均等割は４万 7,500 円の保険料ですが、この数字から見ても負担が大きいことは明らかです。さらに医療機関にかかれば、これまで１割負担だった方が２割になってしまうなど、高齢者の生活を圧迫し、まさに「高齢者いじめ」、そのものです。私たち日本共産党は、この制度は 75 歳で高齢者を分断する制度であり、75 歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料に跳ね返る仕組みとなっていて、世界でも異例の「高齢者いじめ」の医療制度と、当初から反対してきました。長生きした方々に、つらい思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって不幸です。年齢的で切り離すより、社会保障の充実を重視する社会、公費の拡充で医療を支えるべきと考えます。以上、認定第４号、令和７年度後期高齢者医療特別会計決算の反対討論といたします。

次に、認定第５号、令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、反対討論いたします。令和７年度末の、65 歳以上は３万 6,396 人、高齢化率は 34.40％となっています。そのうち、要支援・要介護認定者は 6,346 人、17.44％の認定率で、令和６年度比 355 人の増加です。介護保険制度は介護を社会全体で支える制度として定着してきましたが、「利用料が負担になっている」「年金から天引きの保険料が高くて、残る年金は僅かになってきた」――こうした切実な声が寄せられています。安心して生活ができる介護保険制度と願うものです。今、全国でも、取手でも、介護認定されても、ケアマネジャーが見つからず、サービスが受けられない、こうした声が聞かれています。年々増えていく介護認定者に、ケアマネジャーの数が追いつかない現状です。これまでも、委員会の中で、ケアマネジャー確保のための市独自の補助をと求めてきましたが、国のほうでケアマネジャーの処遇改善加算がされていると、市独自策は実現できていません。介護認定とケアマネジャー確保は、一緒に考えていく必要があると思います。報告書では、地域包括システムの深化・推進を図るため、介護予防日常生活支援総合事業、地域包括支援センター機能強化などを実施しているとありますが、実際は不十分な点がたくさん見られます。介護サービスを受けている方から、介護職員の処遇改善加算のため料金を上乗せしますと、事業者から通知が来たと寄せられました。利用料金の本人負担分が増えていくという内容です。2027 年度から介護保険制度改定になれば、介護の社会化との原則を覆すことにもなりかねません。必要とする介護サービスが利用でき、安心できる高齢社会を迎えられる社会を構築することは、自治体の責任であり、政治の責任です。取手市も、より良い介護制度実現のため、努力することが求められているのではないでしょうか。以上、認定５号、令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、反対討論といたします。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。これで、１回目の討論を終わります。

それでは、２回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、認定第２号から認定第７号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

認定第２号、令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第２号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第３号、令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第３号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第４号、令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第４号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第５号、令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第５号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第６号、令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第６号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第７号、令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、認定第７号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（山野井　隆君）　日程第６、請願第16号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小堤　修君。

〔総務文教常任委員長　小堤　修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤　修君）　委員長の小堤　修です。それでは、委員会に付託されました、請願第16号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の、審査経過と結果について報告いたします。請願提出者による発言の申出はなく、紹介議員及び執行部への確認もありませんでした。また、請願に関する委員間討議もありませんでした。討論は、１名の委員から賛成討論がありました。内容の概要を申し上げますと、「子どもたちの学びを保障し、教育の質を高めるためには、加配教員の増員や少人数学級の推進など、教職員定数の改善が必要である。また、自治体の財政力によって教育環境に格差が生じないよう、必要な財源を国から責任を持って確保することが必要であり、この請願は先生方の働き方改革と同時に、子どもたちの教育環境を守る取組でもある」とのことでした。採決は、全員賛成で採択されました。以上です。

○議長（山野井　隆君）　これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、請願第16号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第16号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る

速報版・未校正

意見書採択を求める請願について、委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第16号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（山野井　隆君）　日程第７、意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。

本件については９月８日に提出者説明、質疑まで終結しています。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対討論――賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　根岸裕美子です。意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について、賛成討論いたします。お米は、私たちの食卓を支える大切な主食です。しかし、そのお米を作る農家の皆さんは、肥料や資材、燃料などの価格高騰に直面しながら経営を続けています。現在、国には、経営所得安定対策などの制度があります。しかし、その多くは、認定農業者や集落営農などを主な対象としており、非常に限定的です。日本の米農家を真に支える制度とはなり得ていません。取手市で見ますと、約2,000件の米農家さんのうち、認定農業者は70件余りです。多くの農家さんが小規模で兼業です。本市では、規模の大小にかかわらず独自の補助金制度を設けて、品質の向上と、ある一定の所得支援を行っておりますが、一自治体の支援は限定的であり、来年の作付をどうしようかと迷う方が年々増加することを懸念しています。私はこうした零細農家を支えることには、大きく３つの意味があると考えます。

第１に、食料を守るためです。日本の米生産の約３割は、小規模農家が担っていると言われています。地域でお米をつくる人が減れば、将来の米の安定供給は難しくなります。

第２に、農地を守るためです。田んぼは、お米をつくるだけではなく、治水の役割を担っており、零細農家さんの離農による水田の荒廃は、災害発生リスクを増大させます。

第３に、地域を守るためです。零細農家さんの離農によって、耕作の放棄地が増えれば、地域の環境悪化につながります。もちろん、制度の具体的な在り方については、対象や財政負担など十分な議論が必要です。しかし、私たちの食卓を、ずっと地域の農業を守るために、農家が安心して再生産できる環境の整備を、国に求めることは重要であると考えます。以上の理由により、本意見書案に賛成いたします。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。賛成――反対。

遠山智恵子さん。

〔23番　遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君）　反対討論がないということは、皆さん賛成していただけるも

のと、安心しながら――安心した上で、討論します。意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書案について、賛成を表明します。2025 年度の食料自給率は、カロリーベースで過去最低の 37％、アメリカ産米の輸入が増え、国産米の消費量が減ったことが原因の一つです。昨年、米不足により、国産米価格が急騰し、令和の米騒動と言われるほど大きな問題となりました。国はこれまで、米国言いなりの――アメリカ言いなりの、農作物の輸入自由化を進めるなど、国の責任が問われるものです。これまで、食料管理法――いわゆる食管法で、国が日本の主食である米の値段や流通を全て管理統制してきたものを、1995 年に発足した世界貿易機関ＷＴＯがミニマムアクセス米の輸入を義務づけ、日本政府も米余りを防ぐという理由で減反政策を進め、同時に、米の安定供給を進めた食管法を廃止してしまいました。2024 年の食料農業農村基本法で、食料自給率向上に向けた政府の責任を後退させ、農家は減少し続け、今、後継者不足が大きな問題となっております。食料安全保障と国土保全を担う、第１産業を国の責任で守るべきです。米農家は、生産コストを下回る価格での生産を強いられてきました。今年４月に政府が公表したコスト指標は、玄米 60 キロで２万 535 円です。せめて、米農家が再生産できるよう、最低限保障する所得補償制度を創設するべきであり、こうした制度は欧州各国やアメリカでは既に実施し、各国の食料自給率は 100％を超えております。備蓄米については、緊急事案、米不足時は放出し、余れば買い戻すことで、在庫を管理しコントロールすることで、価格を安定させる役割があり、重要な政策の一つです。輸入すればよいといった話ではありません。今こそ、安全でおいしい日本の米を守るときです。必要なのは「武器」ではなく、「食料」です。――声を大にして言いたいと思います。もう１回言うよ。必要なのは「武器」ではなく「食料」なんです。食料安全保障、本当に大事にしなくちゃなりません。米農家が安心して米づくりを続けられなければ、消費者に安定して国産米を届けることもできなくなります。農家にとっても、消費者にとっても、今、必要なのは、米の需給と価格の安定に国が責任を持つ政策です。以上の、こうした理由から、全ての米農家が再生産できる価格と、消費者が買い続けられる価格との差を補填する、実効性のある所得補償制度を創設することを、国に求めるこの意見書に対し、賛成の立場を表明します。皆さん、御賛同のほど、よろしくお願いします。

○議長（山野井　隆君）　ほかに討論ありませんか。賛成ですか――反対。

鈴木三男君。

〔10 番　鈴木三男君登壇〕

○10 番（鈴木三男君）　創和会の鈴木三男です。意見書に対して、全く予定をしてなかったんですけども、皆さん賛成の議員が２名出られたので、私、個人的には、やはりこの米農家さんに対して所得補償制度を実施するということは、非常に制度上、問題があるのかなと思っております。むしろ、去年までは、お米がすごく高かったんです。ところが、皆さんが飼料米から主食米用の農地に転用したために、逆に今度、米余りが生じて、今、米が下落してるわけです。そういうときに所得補償制度を採用しなさいと、高いときは、どうだったのか――それは、農家さんにとっては、高ければ、それだけ所得も増えますのでメリットありますけども、低くなったときだけ所得補償してくださいというようなのは、

私は問題があるのかなと。むしろ私は、米農家さんにとっては、米の価格安定をさせるような政策が非常に重要なのかなと思っております。むしろ、需給バランスを政府がしっかり目標を立てて、価格が安定する政策、そういったことをしっかりすべきであって、この米農家さんに対する所得補償制度には、反対を申し上げたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。これで１回目の討論を終わります。

それでは、２回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書についてを採決します。採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成者ボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、意見書案第５号は否決されました。

○議長（山野井　隆君）　日程第８、意見書案第６号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、小堤　修君。

○12 番（小堤　修君）　委員長の小堤　修です。それでは、意見書案第６号、教職員定数定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について、当委員会を代表いたしまして、ご説明申し上げます。この請願は、毎年、同趣旨で提出されていますが、今回も改めまして慎重審査した結果、全員賛成により採択されています。よって、この意見書案は、請願の趣旨を尊重し同委員会で合意したため、委員会として提出しております。意見書案はサイドブックスに登載されているとおりですが、要請事項３つを読み上げます。

１、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種増など、教職員定数改善を推進すること。

２、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

３、自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。

速報版・未校正

以上、意見書案の説明となります。ぜひ皆様の御理解をいただき、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第６号につきましては、委員会提出議案のため会議規則第 37 条第２項の規定により委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。賛成討論。

関川　翔君。

〔11 番　関川　翔君登壇〕

○11 番（関川　翔君）　会派みらい、関川　翔です。意見書案第６号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書に、賛成の立場から討論いたします。学校現場では、いじめや不登校への対応、教職員の長時間労働など、様々な課題への対応が求められており、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するためにも、教職員定数の改善は重要です。また、少人数学級の推進や学校の働き方改革を進めるためには、自治体の財政力によって教育環境に格差が生じることのないよう、国による安定した財源措置が必要です。義務教育は全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を保障することが重要であり、その基盤となる義務教育費国庫負担制度を堅持することは、必要不可欠です。以上のことから、本意見書案の趣旨に賛同し、賛成討論といたします。

○議長（山野井　隆君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、意見書案第６号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書についてを採決します。採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第６号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山野井　隆君）　日程第９、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常

速報版・未校正

任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会、各委員長から、所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第２項の規定により、中間報告したいとの申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの中間報告の申出をについて、会議規則第45条第２項の規定により、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの中間報告の申出につきましては、承認することに決定しました。

中間報告を求めます。

最初に、議会運営委員長、金澤克仁君。

〔議会運営委員長　金澤克仁君登壇〕

○議会運営委員長（金澤克仁君）　議会運営委員会委員長の金澤克仁でございます。委員会の中間報告につきましては、サイドブックスに登載したとおりになりますので、御確認いただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　次に、総務文教常任委員長、小堤　修君。

〔総務文教常任委員長　小堤　修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤　修君）　委員長の小堤　修でございます。総務文教常任委員会に付託されています調査事件について、本委員会を代表いたしまして、私から中間報告いたします。調査事件名は、令和８年度第１回意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてです。当該市民との意見交換会は令和８年５月９日に行われ、出された御意見・御要望の中から、本委員会では４つの御意見・御要望について調査し、現状等を回答することとしました。いずれの御意見・御要望につきましても、地域のことや取手市の未来のことを真剣に考えてくださっているからこそのものであり、当委員会では執行部の考えを聞き取りながら慎重に調査したものです。詳細につきましては、サイドブックスに登載してありますので、そちらを参照していただきたいと思います。以上、中間報告といたします。

○議長（山野井　隆君）　次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長　杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君）　福祉厚生常任委員会委員長の杉山尊宣です。当委員会の中間報告になります。サイドブックスに登載したとおりになります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長　入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君）　建設経済常任委員長の入江洋一です。当委員会の中間報告をサイドブックスに掲載しておりますので、そのとおりでございます。御一読いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山野井　隆君）　以上で、報告が終わりました。

速報版・未校正

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これで議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を終わります。

休憩します。

午前　時　分休憩

午前　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　再開します。

ここでお諮りします。ただいまの休憩中、染谷和博君から、発言取消し申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認め、染谷和博君の発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題といたします。

○議長（山野井　隆君）　追加日程第１、染谷和博君の発言取消し申出の件を議題といたします。

本日、染谷和博君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。したがって、染谷和博君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

ただいまの休憩中、私から副議長に、議長辞職願を提出しました。この後、私の議長辞職の件を追加日程とし、議題としていただきたいと思いますので、地方自治法第106条第１項の規定により、小堤副議長と議長席を交代し、議事進行をお願いいたします。

〔山野井　隆議長から小堤　修副議長に議事進行を交代〕

○副議長（小堤　修君）　それでは、議事進行を山野井議長と交代しました。

先ほどの休憩中、議長、山野井　隆君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小堤　修君）　御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

速記録・未校正

○副議長（小堤　修君）　追加日程第２、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山野井　隆君は除斥に該当し、議事に参与することができません。よって、議場外への退席を求めます。

提出されました辞職願を朗読させます。

議会事務局次長、蛯原康友君。

○議会事務局次長（蛯原康友君）　辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。令和８年９月18日、取手市議会副議長、小堤修殿。取手市議会議長、山野井　隆。

○副議長（小堤　修君）　これより、議長辞職の件を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

山野井　隆君の議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（小堤　修君）　全員賛成です。よって、山野井　隆君の議長辞職を許可することに決定しました。

山野井　隆君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

山野井　隆君より発言を求められておりますので、この際、これを許します。

山野井　隆君。

○18番（山野井　隆君）　私の議長退任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。令和７年６月19日に、第34代取手市議会議長に就任して以来、本日まで議長の職責を務めることができましたのは、ひとえに皆様のお力添えによるものです。市民の皆様には、市議会議員として私をこの議場へ送り出していただき、議員各位には議会の代表という重責を託していただきました。また、議会事務局の皆様には、日々の議会運営から議長公務に至るまで、常に的確に支えていただきました。市長をはじめ市職員の皆様にも、市政発展と市民福祉の向上という共通の目標の下、議会運営に御理解と御協力を頂きました。誠にありがとうございます。改めまして、全ての皆様に心から感謝を申し上げます。在任中は、本会議や各種会議の運営をはじめ、市内の式典や地域行事への出席、県内外の議長会や全国競輪主催地議会議長会への参加、他市議会との交流など、議会を代表して様々な公務に携わってまいりました。その一つ一つの活動を通じて、市民や地域の皆様の思いに直接触れるとともに、全国の自治体が抱える課題や、それぞれの議会における取組を知ることができました。議長という立場でなければ得ることのできなかった、多くの貴重な経験を得られたことは、今後の議員活動においても大きな財産になるものと考えております。ちなみに、いろんな活動をしてきました。例えば、県道の294号についても、関連する市区町村・県と連合で、国会のほうに、予算をきっちりつけてインフラを整備してもらいたい、というような――中村市長も一緒だったんですけども、そういう活動もしてまいりました。県のほうとしても、予算を国からぜひ措置していただきたいということをおっしゃっております。それから、競輪議長会におきましても、取手競輪場は実はアルコールの提供がで

きませんので、これ、全国見ても、なかなか珍しいことで、例えばグルメフェスなんかをやるときにも、そういったサービスができないという、これちょっと寂しいなと思ったり――これもやはり議長をやったからこそ、いろんな課題にいろいろ直面して、学ぶことができました。私は議長就任にあたり、議会改革の先にある、市民にとってたのもしい議会を目指すことを掲げました。市民の皆様から信頼される議会であるためには、議員一人一人が知識を深め、政策を選択し、責任ある政治判断を行う力を高め続けなければなりません。その考えの下、議員各位の御理解と御協力を頂きながら、政治判断に必要な知識や視点を学ぶ研修の実施に取り組んでまいりました。私の退任後になりますが、10月９日には、在任中から準備を進めてまいりました森永康平氏を講師に迎えてのマクロ経済に関する議員研修を予定しております。この研修が今後の議会における政策立案や議論の一助となることを願っております。一方、取手市及び議会運営には、解決しなければならない課題、そして、よりよい方向へ改善していかなければならない課題が、今なお多岐にわたって残されています。これらの課題については、新たに就任される議長・副議長にしっかりと引き継ぎ、取手市議会が一層発展していくことを心から期待しております。私自身は今後、一議員として初心に立ち返り、これまで議長として得た経験と知見を生かしながら、取手市民の生命と財産を守り、取手市の発展、ひいては日本国のさらなる発展のために、全力で働き続けることを、ここにお誓い申し上げます。

結びの言葉として、在任中に賜りました全ての御厚情と御協力に、重ねて心から感謝を申し上げ、議長退任の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○副議長（小堤　修君）　山野井議員、議長職、大変お疲れさまでした。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長志願者の所信表明及び議長の選挙についてを、それぞれ日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　御異議なしと認めます。よって、議長志願者の所信表明及び議長の選挙についてを、それぞれ日程に追加することに決定しました。

○副議長（小堤　修君）　追加日程第３、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第13条の規定により、実施するものです。議会活動の方向性を明確化し、議会の透明性を確保することで、市民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。議長職を志願する議員の発言を、ここで許したいと思います。議長志願の所信表明を希望する議員は、挙手願います。それでは、所信表明の発言を許します。

染谷和博君。

〔19番　染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君）　染谷和博です。議長選挙に当たり、所信を述べさせていただき

ます。私は、市民に信頼される開かれた議会をさらに前へ進めるため、議長の職に志願いたしました。議会は、市民の信頼の上に成り立つ場です。その信頼に応えるため、開かれた議会運営と分かりやすく責任ある議会活動を前に進めてまいります。その役割を十分に果たすためには、公平公正な議会運営と議員一人一人が力を発揮できる環境づくりが何より重要であると考えています。2025年地域経営のための議会改革度調査において、取手市議会は全国９位と上位を維持しています。歴代の議長・副議長・議員、議会事務局が力を合わせた結果であると思います。順位が目的ではありませんが、さらなる議会改革に取り組んでまいります。議長に選任いただいた際には、会派や立場の違いを超えて、自由闊達な議論ができる議会運営に努めてまいります。さらに、議会の透明性を高め、市民に議会の活動が、より分かりやすく伝わる取組を進めてまいります。議員の皆様の御理解と御支持を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（小堤　修君）　次、加増充子さん。

〔24番　加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君）　加増充子です。議長辞職により、私、加増充子が、取手市議会議長選に立候補する方するに当たって、所信を述べさせていただきます。2025年６月19日に、議長選に当たりまして、私の挨拶をさせていただきました。内容については、重複する内容でもありますので、よろしくお願いいたします。取手市議会は、日本国憲法、地方自治法に基づき、議会の最高法規として――最高規範として、議会基本条例を定めています。その内容は、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すとあります。その上で、議会は自治体政策の立案・決定・執行・評価での論点を明確にし、市民に開かれた市政を目指す責務を有し、議会は議員の合議機関として多様な意見を的確に把握することに努め、市民との対話、自由闊達な討議を重ね、その審議計画を積極的に市民に公開することが求められます。これらの役割を果たす大前提は、何よりも民主的な議会運営を図るための努力を重ねることが必要です。改めて、真の議会改革を求め、推進するための提案を行います。まず一つは、多様な市民の意見の反映と議員平等の原則にのっとって、少数会派を尊重する。議会での審議権を拡大し、チェック機能を果たす議会運営をする。３点目は、各種審議会委員と関係する委員の選出は、各会派議員に比例する配分に努め、一部事務組合議員には全議員に議席を保障する。最後４点目は、議会だよりは、議会基本条例第５条、市民参加及び市民との連携、第20条、議会広報の充実に基づき、紙ベースの議会だより「ひびき」は復活、発行すること。以上、私は、政治的立場の違いはあっても、不偏不党をモットーに議会運営に努めてまいります。議会のチェック機能しっかり果たし、地方自治の理念に基づき、市民生活の向上、地域経済の再生に努力する市政へ、議会としての政策的役割を発揮し、活発な議会運営に全力を尽くしてまいります。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

○副議長（小堤　修君）　ほかに、議長志願の所信表明を希望する議員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小堤　修君）　なしと認めます。以上で、議長志願者の発言を終わります。

議員各位に申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で

規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となりますことをご承知願います。

○副議長（小堤　修君）　追加日程第４、選挙第４号、議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第１項の規定により、投票により行います。なお、得票数が同数の場合は、くじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局次長　蛯原康友君が議場を閉鎖〕

○副議長（小堤　修君）　ただいまの出席議員は21名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第２項の規定によって、立会人に、金澤克仁君、関川　翔君、染谷和博君、加増充子さん、根岸裕美子さんを指名します。

投票用紙を配付させます。

○副議長（小堤　修君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小堤　修君）　配付漏れなしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票箱を改めさせます。

〔議会事務局次長　蛯原康友君が投票箱を改める〕

○副議長（小堤　修君）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号１番の議員から順番に、前の方に続いて投票願います。

〔順次投票〕

○副議長（小堤　修君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小堤　修君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局次長　蛯原康友君が議場を開鎖〕

○副議長（小堤　修君）　それでは、開票を行います。金澤克仁君、関川　翔君、染谷和博君、加増充子さん、根岸裕美子さん、開票の立会いをお願いします。書記席前までお願いします。

それでは、選挙の結果を報告します。投票総数21票。

有効投票21票。

無効投票なしです。

有効投票のうち、染谷和博君、18票。

速報版・未校正

加増充子さん、３票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は、６票です。したがって、染谷和博君が議長に当選されました。
ただいま議長に当選された染谷和博君が議場におられます。会議規則第 32 条第２項の規定により、当選の告知をします。
それでは、染谷和博君、就任の挨拶をお願いします。
○議長（染谷和博君）　ただいま議員の皆様の御推挙により、取手市議会議長に選任いただきました。心より感謝申し上げます。その責任の重さを深く受け止め、公平で円滑な議会運営に努め、取手市の発展と市民福祉の向上のため全力を尽くしてまいります。皆様の御指導・御協力をお願い申し上げます。
○副議長（小堤　修君）　皆様方の御協力によりまして、無事に議長選挙まで議事進行をすることができました。心から御礼申し上げます。ありがとうございました。
染谷議長、議長席にご着席願います。
○議長（染谷和博君）　議長席に着席させていただきました。皆さんの御協力、よろしくお願いします。
５分間、休憩します。

午後　時　分休憩
午後　時　分開議

○議長（染谷和博君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの休憩中、小堤　修君から副議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第５として、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（染谷和博君）　御異議なしと認めます。よって、副議長辞任の件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

○議長（染谷和博君）　追加日程第５、副議長辞任の件を議題といたします。――失礼しました、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、小堤修君は除斥に該当します。議事に参加することができません。よって、議場外への退席を求めます。提出されました辞職願を朗読させます。
議会事務局次長、蛯原康友君。
○議会事務局次長（蛯原康友君）　辞職願。このたび、一身上の都合により副議長辞職したいので、許可されるよう願い出ます。令和８年９月 18 日、取手市議会議長、染谷和博殿。
取手市議会副議長、小堤　修。
○議長（染谷和博君）　これより、副議長辞職の件を採決いたします。この採決は、起立

速報版・未校正

によって行います。

小堤　修君の副議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（染谷和博君）　全員賛成です。よって、小堤　修君の副議長辞職を許可することに決定しました。

小堤　修君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

小堤　修君より発言を求められておりますので、この際これを許します。

小堤　修君。

〔12番　小堤　修君登壇〕

○12番（小堤　修君）　小堤　修でございます。皆様には、副議長として、議員の皆様、そして中村市長はじめ執行部の皆様、また議会事務局の皆様には、大変お世話になりました。思い起こせば、昨年の６月の第２回定例会最終日に、皆様により副議長に選出させていただき、本日まで務めてまいりました。私の役目は議長を補佐するということであり、それに私も専念してきたわけですけれども、あるときは、先ほど議長からお話ありましたように、全国市議会議長会に代理出席したり、また、県南正副議長会という会がありまして――10市で行っておりますが、そこに行き、近隣市町村の正副議長さんと会うことができ、そして懇親を深めながら県南地域のさらなる発展について語り合ってきました。そういった、副議長でなければ経験できないことを数多く経験させていただき、議員として、そして副議長として、取手市議会を大きく見ることができ、大変よい経験になったと思っております。これからは、私も一人の一議員として、また戻りますが、この副議長の役職で得た経験を糧として、皆様とともに、この取手市議会をもっともっと盛り上げていきたいと思っております。そして、その先には、住み続けるほど好きになるまちづくりを目指して、市長をはじめ執行部の皆さんと、有効な議会討議をしながら、取手市のために私も微力ながら、またこれからも励んでいきたいと思いますので、皆様のさらなる御理解を得ながら、頑張っていきたいと思います。どうも短い間でしたけど、ありがとうございました。

○議長（染谷和博君）　小堤議員、副議長職お疲れさまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長志願者の所信表明及び副議長の選挙についてを、それぞれ日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（染谷和博君）　御異議なしと認めます。よって、副議長志願者の所信表明及び副議長の選挙についてを、それぞれ日程に追加することに決定しました。

○議長（染谷和博君）　追加日程第６、副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、議会基本条例第13条の規定により実施するものです。議会活動の方向性を明確化

し、議会の透明性を確保することで、市民に分かりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。

この副議長職を志願する議員の発言を、ここで許したいと思います。

副議長志願の所信表明を希望する議員は、挙手願います。

関川　翔君。

〔11番　関川　翔君登壇〕

○11番（関川　翔君）　会派みらい、関川　翔です。このたび、副議長の辞職に伴い、新たな副議長を心志すため、所信を申し述べます。私は、副議長の役割とは、議長を支えることはもとより、議会全体を見渡し、議員一人一人がその立場や考えを尊重しながら、活発な議論を行うことのできる環境をつくることにあると考えております。議会には、様々な考えや意見があります。だからこそ、会派や立場の違いを超えて議論を重ね、市民の負託に応えていくことが重要です。私は、これまでの議員活動において、常に大切にしてきた言葉があります。それが、勇往邁進という言葉です。この言葉の意味は、困難や障害を恐れず、ひるむことなく、目標に向かって勇敢に進んでいくことを意味します。議員として活動する中では、思うように物事が進まないことや、様々な意見の違いに直面することがあります。しかし、そこで立ち止まるのではなく、課題から逃げず、何が市民にとって必要なのかを考え、信念を持って一歩前へ進む――私はその姿勢をこれまで大切にしてきました。副議長という立場においても、この精神を忘れることなく、議長を支え、議会の円滑な運営に努めるとともに、議会の活性化、そして市民から、より信頼される議会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。これまで培ってきた経験を生かしながらも、経験に甘えることなく、新たな課題にも果敢に挑戦する、そして議会全体が一丸となって、市民の声を市政につなげていく、そのために、副議長としての責任をしっかり果たしていきたいと考えております。勇往邁進――この言葉をこれからも自らの活動の信条として胸に刻み、困難を恐れず、前を向き、取手市議会のさらなる発展と市民の皆様のために、全力で職責を果たしていくことをお誓い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（染谷和博君）　次に、遠山智恵子さん。

〔23番　遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君）　遠山智恵子です。まず初めに、染谷議長、就任おめでとうございます。所信表明、しっかり聞いて――もちろん、うなずきながら私、聞いてましたからね。しっかり、公平な議会を目指して頑張っていただきたいと思って、もし議長が加増充子議長となれば、私、ここに立つつもりはございませんでした。

〔発言する者あり〕

○23番（遠山智恵子君）　いやいや、本当に。やはり、そういう意味では、また会派も違い、政党も違い、そういった形で、私は、あえて副議長立候補――所信表明といいますか、私は常に、発言の場があれば、大いに活用し、私たちの主張を――主張していく――そういう場として――もちろん、それは政党として政策もありますけれども、まずは何よりも、市民の声を、もう機会あるたびに、この議会で議場で届けたい――そういう思いで日々、活動をしております。そういう意味では、副議長になれば、より公正で公平な議会

運営――もちろん、染谷新議長、を――補佐というまではいきませんが、ともに――ともに私は取手市議会、活発に大いに活動を進めていけたらいいなというふうに思っております。例えば、実は今日、私も加増議員も原稿ありません。ということは、私たちの会派だけが、こういう選挙になるということを知らなかったということなんですよ。だから、いつも所信表明で、公正公平な――公平な、開かれた議会と言ってきたはずなのに、やっぱりまだまだ、昔ながらの議会が残ってる。随分、変わってきたんですよ。合併当時から比べれば、取手市議会、随分変わりました。当初、お茶まで入ってたのがね。旧藤代は、もういち早く、職員からのお茶配りもやめたんですからね。そういったこともあったし、日当もすぐやめた。そういうことを生かしながら、合併してから、いろいろな機会に、やっぱりこれどうなのということで、投げかけて今に至っております。もちろん、私一人云々じゃなくて、議会の総意でもちろん改革してきたんですよ。そういう意味では、まだまだ、でも古い慣習というか、ちょっと残ってる。残念ながら、一部事務組合も１人だけ入れなかったというか、そういったことも私は一理あると思います。そういう意味では、日頃からの職員の皆さんも含めてそうですけど、一人一人を大事にしながら、しっかり尊重しながら、敬意を持って話を聞き、また、お互い対話を重ねていければいいなというふうに思って、あえて――本当はここに立ちたくなかったんですよ。でも、あえて、主張できる場だなというふうに受け止めて、――ここに所信表明の場というよりは、主張できるという場として、立たせていただきました。一応――よろしくお願いします。原稿書いてたんだもん、分かってる。関川議員もしっかりやってますからね――そこは分かってますけど、あえて立候補しました。よろしくお願いします。

○議長（染谷和博君）　ほかに副議長志願の所信表明を希望する委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（染谷和博君）　なしと認めます。以上で、副議長志願者の発言を終わります。

議員各位に申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明についても、新議長選挙と同様に、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。このことをご承知おき願います。

○議長（染谷和博君）　追加日程第７、選挙第５号、副議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第１項の規定により、投票により行います。なお、投票数が同数の場合はくじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局次長　蛯原康友君が議場を閉鎖〕

○議長（染谷和博君）　ただいまの出席議員は21名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第２項の規定によって、立会人に、金澤克仁君、関川　翔君、落合信太郎君、加増充子さん、根岸裕美子さんを指名します。なお、公明党の代表、私、染谷和博が議長職を務めているため、議会運営委員会の申合せにより、

速報版・未校正

本日に限り、同会派の落合信太郎君を立会人に指名しています。

投票用紙を配付させます。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（染谷和博君）　配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票箱を改めさせます。

〔議会事務局次長　蛯原康友君が投票箱を改める〕

○議長（染谷和博君）　ただいまから投票を行います。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号１番の議員から順番に、前の方に続いて投票願います。

〔順次投票〕

○議長（染谷和博君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（染谷和博君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局次長　蛯原康友君が議場を開鎖〕

○議長（染谷和博君）　それでは、開票を行います。金澤克仁君、関川　翔君、落合信太郎君、加増充子さん、根岸裕美子さん、開票の立会いをお願いします。書記席前までお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 21 票。有効投票 21 票。無効投票なしです。

有効投票のうち、関川　翔君、18 票。

遠山智恵子さん、３票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は６票です。

したがって、関川　翔君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された関川　翔君が議場におられます。会議規則第 32 条第２項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、関川　翔君、就任の挨拶をお願いします。

〔副議長　関川　翔君登壇〕

○副議長（関川　翔君）　このたび、副議長を務めることとなりました関川　翔です。議長の補佐役、そして円滑な議会運営に努め、職責を果たしてまいりたいと思います。皆さんの御協力・御指導、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（染谷和博君）　関川副議長、よろしくお願いします。

以上で、今定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和８年第３回取手市議会定例会を閉会します。

午後　時　分散会及び閉会

速記版・未校正

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副 議 長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

速報版・未校正